

福井県興行場の施設基準

平成17年3月1日現在

設置場所の基準（条例第2条第1号）

排水が極めて悪い場所その他入場者の衛生に支障を来す場所には設置しないこと。

構造設備の基準（条例第2条第2号、施行規則第2条）

イ 観覧室

- 1 天井高は2.4m以上
平場（階上に観覧席のない場合）における天井高は3.0m以上
- 2 観覧室と食堂、ロビー、便所および売店等とは、隔壁等により区画すること
- 3 観覧室の入場定員を定め、次の各号で定める数および広さの観覧席を備えること
 - ①観覧席（いす席、ます席、立見席）の数は、入場者が容易に移動できる通路を設けることができる数とすること
 - ②いす席は、床に固定し、1人ごとに区分すること
幅員は、座の前縁で0.45m以上
 - ③いす席およびます席の1人ごとの専有面積は、0.33m²以上
 - ④ます席の定員は、ます席ごとに6人以下
 - ⑤立見席の1人ごとの占有面積は、0.3m²以上

ロ 喫煙所

- 1 喫煙所の総床面積は、定員50人までごとに3.3m²以上
適正に配置すること
- 2 喫煙所の床面は不燃材料または難燃性を有する材料とするなど不燃措置を講ずること
- 3 喫煙所には、喫煙所である旨の標示をし、適当な数の喫煙用具を配置すること

ハ 便所

- 1 男女の使用区分を明示する
- 2 定員25人までごとに1個以上
(ただし、500人を越える定員に対しては50人までごとに1個以上とすることができます)
適正に配置すること
- 3 便所の広さは次のとおりとすること
大便器は、各個ごとにその面積を1m²以上
小便器は、各個ごとに区画し、その幅員を0.6m以上
- 4 次室を設け、適当な数の流水式手洗装置を設置すること
- 5 防臭装置を設けること
- 6 床面および床面から少なくとも1mまでの内壁は、不浸透性の材料を用いること

二 換気設備

興行場内部の空気を浄化し、その流通、温度、湿度および流量を調節して供給できる設備を設置すること

木 照明設備

十分な照度を有する照明設備および補助照明設備を設置すること

ヘ その他

- 1 外部に開放されている窓等には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止することができる設備を設置すること
- 2 清掃を行うための適当な用具を備え、当該用具を保管する専用の設備を設けること
- 3 汚液、ゴミ等が飛散流出しない構造のゴミ箱
- 4 階上の観覧室の前端には、階下にゴミ等が落ちないよう適当な設備を設けること

入場者の衛生に必要な措置の基準（条例第3条、施行規則第3条）

- イ 入場者が利用する場所は、常に清潔に保ち、定期的に消毒を行い、その実施記録を作成し、これを2年以上保存すること

- ロ 屋内の興業場にあつては、次の各号で定める空気環境の基準を維持し、定期的に空気環境の測定を行い、その実施記録を作成し、これを2年以上保存すること

①炭酸ガス濃度 体積比で100万分の1,500以下とすること

②浮遊粉じん量 1m³当たり0.2mg以下とすること

③温度 17°C以上28°C以下となるよう努めること

冷房する場合は、外気との温度差を7°C以内とすること

④湿度 30%以上80%以下とすること

- ハ 定期的にねずみ、昆虫等の駆除作業を実施し、その実施記録を作成し、これを2年以上保存すること

- ニ 屋内の興業場にあつては、おおむね2時間30分を超えない時間ごとに10分間以上の休憩時間を設け、換気を十分に行うこと

- 木 入場定員以上の入場者を入場させないこと

- ヘ 事故等が発生した場合に入場者の救護について迅速かつ適切に対応できる体制を確立すること

- ト 換気設備、照明設備その他の入場者の衛生に必要な設備は、必要に応じて保守点検を行い、常に適正な機能を有するよう整備しておくこと

- チ 入場者に提供する座布団その他の用具は、清潔なものとすること

- リ 喫煙所以外の場所における喫煙を禁止すること

- ヌ 入場者が容易に見える場所に入場定員を標示すること